（調査事項等）

第六条　就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

一　十五歳以上の世帯員に関する事項

［イ～ヨ　略］

タ　就業日数、就業時間及びテレワークに関する事項

［レ～ナ　略］

［削る］

［ラ］［略］

［ム］［略］

ウ［略］

［二　略］

［２　略］

（統計調査員）

第八条　就業構造基本調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　略］

［２・３　略］

４　特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［５・６　略］

７　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十条　［略］

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十二条　就業構造基本調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）又は統計法施行令別表第一備考第五号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、又は都道府県知事がその指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次項及び第十四条第三項において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受けることにより行う。

２　前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便等により送付することができる。

３　前二項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十三日までの間において行う。

（調査事項等）

第六条　［同上］

一　［同上］

［イ～ヨ　同上］

タ　就業日数及び就業時間に関する事項

［レ～ナ　同上］

［ラ］調査時の一年前の就業状態

［ム］［同上］

ウ［同上］

［ヰ］［同上］

［二　同上］

［２　同上］

（統計調査員）

第八条　就業構造基本調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　同上］

［２・３　同上］

４　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［５・６　同上］

７　都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十条　［同上］

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十二条　就業構造基本調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十四条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第五号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

［新設］

２　前項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十六日までの間において行う。